

磐梯山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

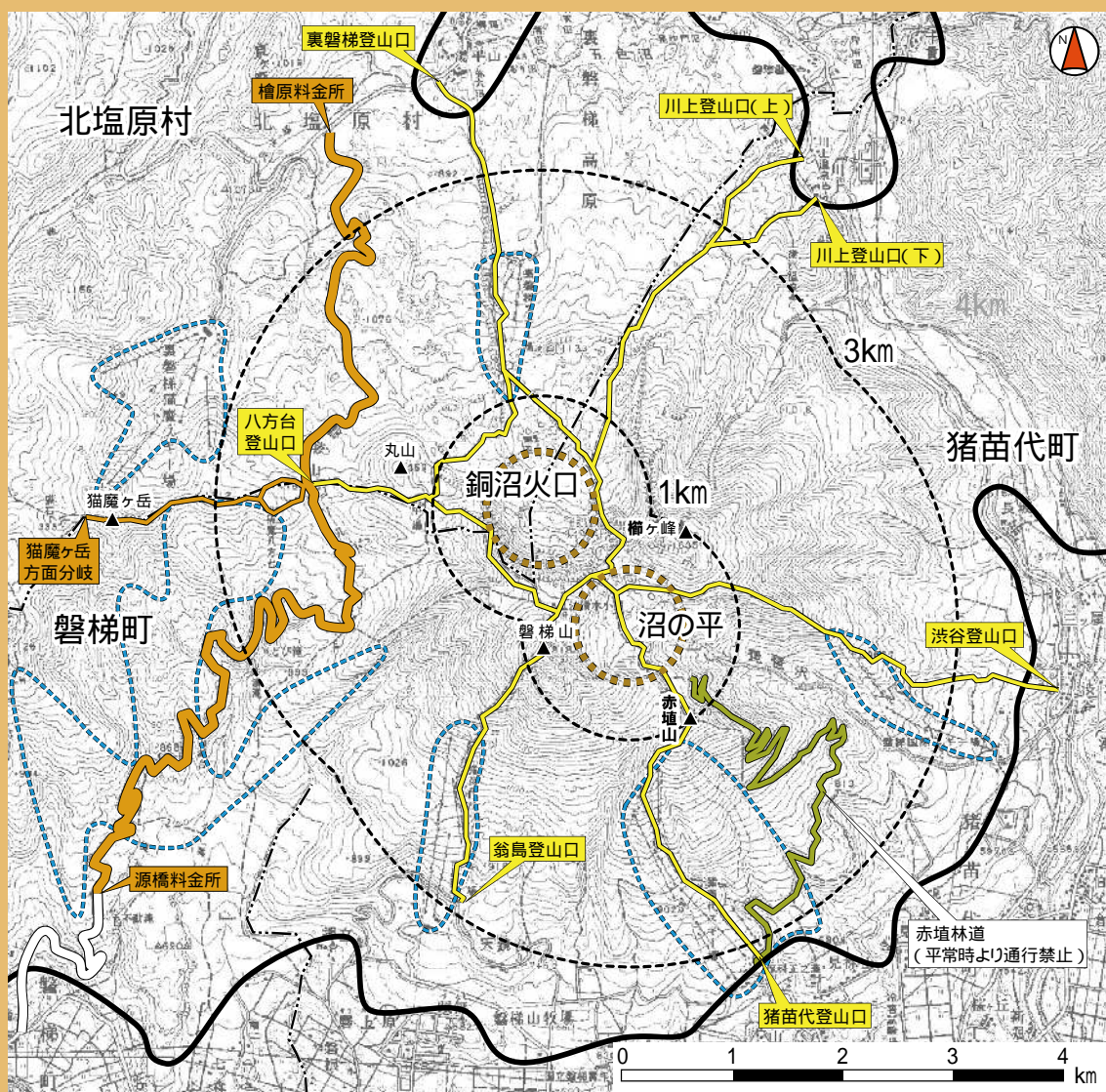
噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。

各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。

対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



磐梯山の噴火警戒レベルと規制範囲



磐梯山の火山活動
1888年に発生した水蒸気爆発により山体の北側が崩壊し、発生した岩屑なだれて山麓の村落が埋没し大被害を生じました。この噴火で460余名が犠牲になりました。



：レベル1の規制範囲
火口内等状況に応じて立入規制



：登山道
レベル2で通行規制



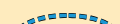
：登山道
レベル3で通行規制



：赤埴林道



：居住地域範囲



：スキー場

この図は、国土地理院「数値地図50000(地図画像)『福島』」を使用して作成しています。

噴火警戒レベルに応じて以下のような防災対応が必要になります。
レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難等。
レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。
レベル3（入山規制）：想定火口から概ね3km以内の立入規制
レベル2（火口周辺規制）：想定火口から概ね1km以内の立入規制
レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内等への立入規制

上の図は、噴火警戒レベルに応じた規制範囲等を示しています。レベル2で規制する登山道については、登山口において通行規制の対応がとられます。レベル4及びレベル5では、融雪型火山泥流による影響が想定される居住地域での防災対応が必要になります。

具体的な規制範囲や防災対応等については、地域防災計画等で定められています。詳しくは猪苗代町、北塩原村、磐梯町にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

仙台管区气象台 地域火山監視・警報センター
TEL:022-297-8164 <http://www.jma-net.go.jp/sendai/>
福島地方气象台 TEL:024-534-2162
<http://www.jma-net.go.jp/fukushima/>



磐梯山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	大規模噴火の発生。 噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 なし 予想される事例 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	大規模噴火の発生の可能性。 噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される。 過去事例 なし 予想される事例 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生する可能性
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	中規模噴火が発生して、火口から概ね3km以内に噴石飛散。 過去事例 なし 中規模噴火の発生が予想される。 過去事例 2000年8月15日：日別地震回数403回、有感地震発生、GPSに若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	小規模噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去事例 なし 小規模噴火の発生が予想される。 過去事例 なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	現在の状態。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。

注3) 火口とは、銅沼付近の旧火口と沼の平火口をいう。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各町村にお問い合わせください。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>